

下総東氏の成立と展開―在京活動から西遷へ―

野口 実

はじめに

源頼朝が朝廷の支配権の及ぶ列島の全域にその家人を配置し、国家守護を担当する権門としての立場を築くことが出来たのは、すでに、彼に従った各地の武士たちが広域的に活動していたことによるものであった。^①そして、あらゆる意味で、その結節点となったのが王権の所在する京都であった。武士は王権守護をその職業身分の表象としたから、地方を本拠とする者は、京都に出仕して内裏や有力貴族の亭に祇候したり、その代替として在地に所在する国庁の警固にあたったのである。^②

鎌倉幕府の草創期に活躍した下総の千葉氏においても、たとえば所領の係争に際して右大臣藤原公能に助力を求めたり、本領の本所に八条院を仰ぐとともに、子弟を上洛させていた。具体的にその行動が分かるのは、頼朝政権草創の功労者として知られる常胤の六男胤頼である。^③本稿では、この胤頼に発する東氏一族の在京活動とそれともなう千葉一族・幕府における政治的地位の変化や文化受容について、彼の孫の世代までの期間を対象にして具体

的事実を探り、考察を加えてみようと思う。⁽¹⁾

注

- (1) 拙著『列島を翔ける平安武士』(吉川弘文館、二〇一七年)。
- (2) 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』(東京大学出版会、一九九九年)、拙稿「武士の性格」(『歴史の「常識」をよむ』東京大学出版会、二〇一五年)・「武士論」(岩城卓二ほか編著『論点・日本史学』ミネルヴァ書房、二〇二二年)。
- (3) 拙著『坂東武士団の成立と発展』(戎光祥出版、二〇一三年、旧版は一九八二年)。
- (4) 先行研究としては外山信司氏の「鎌倉時代の東氏」(『千葉県史研究』一一別冊 中世特集号、二〇〇三年)があり、「東国武士の歌の家」という副題を掲げるように、和歌を視点にして鎌倉時代の東氏存在形態を総合的に論じている。本稿はこの論文の成果に負うところが多い。

一 千葉胤頼の在京活動

文治二年(一一八六)正月三日、前年二位に叙された源頼朝が鶴岡社で直衣始を行った。供奉人は官位の順によって着座したので、千葉常胤の子息で五位の胤頼は父と対座する事になった。『吾妻鏡』同日条は、このことを述べた後、胤頼が上西門院の御給によって五位に叙せられた経緯や頼朝の拳兵時における胤頼の功績を称揚する記事を載せる。それによると、平家全盛の頃に在京していた胤頼は遠藤左近将監持遠の拳によって上西門院に仕え、また持遠の縁によって文覚上人を師とすることとなり、頼朝が拳兵した際には、真っ先に父常胤に参向を促した、兄弟

六人のうち最も功績のある者だといっているのである。

遠藤持遠（茂遠）は摂津渡辺党に属する京武者で、一族には蔵人所の滝口に祇候した者が多い。^①ここで注目されるのは、『吾妻鏡』建久五年（一一九四）十月二十九日条に、胤頼の子息が「本所滝口」に祇候するに際しては、任意たるべきことが仰せ下された、同承元二年（一二〇八）閏四月二十七日条に、胤頼が弱冠の頃より本所（蔵人所）に祇候したという記事のあることである。すなわち、胤頼は若年の頃、まず滝口に祇候し、^②そこで知己を得た遠藤持遠の推挙によって上西門院（統子内親王）に仕え、その年給によって叙爵されたことが想定されるのである。また、彼が師とした文覚は持遠と同じ渡辺党の出身で、もとは「遠藤武者盛遠」と称して上西門院に仕えていたというから、^③胤頼との邂逅も説明がつく。

かくして、叙爵後の胤頼は五位を示す「大夫」を加えて「千葉六郎大夫」と呼ばれるようになったのである。彼には、それぞれ御家人として自立した五人の兄がいたが、^④『吾妻鏡』養和元年（一一八一）五月八日条には、もう一人、仏門に入った兄弟の存在が伝えられている。「園城寺律静房日胤」である。^⑤日胤は治承四年（一一八〇）五月、反平家の謀略が発覚したため園城寺（三井寺）に逃れた高倉宮以仁王・源頼政に従って南都に向かう途中、平家の軍勢と戦って落命したという。『玉葉』同年五月十九日条にも、三井寺に以仁王を迎え入れた大衆の張本の一人として「律上房」の名があげられている。このとき、胤頼は一番役の期間が終わって帰国する予定だったが、以仁王を追討のために編成された官軍への従軍を余儀なくされ、^⑥兄弟敵味方に身を置くこととなったのである。

下総の有力武士千葉常胤は二人の子息を中央に送り、彼らは聖俗それぞれの世界で活動していたことになるのだが、それは当時の地方における有力武家に一般的に見られる「一族間分業」という様態であった。^⑦

文覚の影響下、反平家を志向していた胤頼の源頼朝拳兵後の活動は、水を得た魚のごときものであった。したがっ

て頼朝挙兵後の胤頼の活動は、下総目代討伐など、千葉氏一族中最も積極的であり、その五位たることも相まって、常胤の子息の中では頼朝から最も重用された節がある（【表1】）。

【表1】『吾妻鏡』における胤頼の所見

治承 4 (1180)	06.27	宇治合戦ののち、下向の途中三浦義澄と伊豆の頼朝を訪う
	09.09	頼朝への呼応を求めた使者を千葉に迎えた常胤に参向を勧める
	09.13	甥の成胤とともに下総目代を討つ
	09.17	常胤に従い下総国府に頼朝を迎える
	12.12	頼朝の鎌倉の新亭に常胤らとともに着座
	07.12	出産のために比企谷に移る政子に供奉
寿永 1 (1182)	08.18	頼家の七夜儀に父母とともに奉仕
	02.05	「一ノ谷の合戦」で範頼軍に従う
元暦 1 (1184)	10.24	勝長寿院供養「御後五位・六位」
文治 1 (1185)	01.03	頼朝が二位となり、その直衣始に従う
2		頼朝の仰せで父の上座に着く、遠藤持遠の推挙で上西門院に仕える
		女院の御給で従五位下となり、持遠の子文覚を師とする 挙兵大功
		丹後内侍の見舞いに従う
4 (1188)	06.10	鶴岡大般若経供養に後陣として従う
	03.15	頼家の着甲始に参仕
	07.10	鶴岡塔供養に御後をつとめる
5	06.09	奥州合戦、常胤に従う
	08.12	衣河館に遣わされて降人藤原基成父子を連行する
建久 1 (1190)	08.25	頼朝上洛 常胤は胤頼と常秀を伴い後陣をつとめるように命じられる
2	10.03	常胤碗飯を沙汰
	01.01	二所詣 後陣
3	02.04	永福寺供養 御後
4	11.25	常胤碗飯を沙汰
	01.01	

5	08.08	日向山參詣 御後
	10.29	胤頼の子息は藏人所滝口祇候については任意との仰せをうける
	12.26	永福寺薬師堂供養。常秀とともに供奉人に加わる
	03.10	東大寺供養に随兵をつとめる
承元2 (1208)	④.27	胤頼は弱冠の頃より本所に祇候、子息重胤もそれを望むので挙申

特に注目されるのは奥州合戦において、胤頼が、頼朝に帰降した前民部少輔藤原基成を受け取る役を務めたことである。基成は藤原泰衡の外祖父であるばかりか、平治の乱の首謀者信頼の庶兄で撰関家にも縁の深い人物で、いわば平泉政権のキーパーソンとでも言うべき存在である。胤頼がその身柄を預かったのは、胤頼の在京活動に負うところが大きかったと思われる。

前述のように、文覚を師とした胤頼であったが、晩年には法然に帰依している。このことは一次史料からは確認できないが、法然伝の一齣として世上に流布していることなので付け加えておく。それによると、元久元年（一二〇四）、大番役で在京中だった胤頼は、西仙房心寂の往生に結縁し、発心出家をとげたのだという（『法然上人絵伝』四三―二）。そして、嘉祿三年（一二二七）法然の遺骸を東山から嵯峨に移す際、このとき「法阿」と称していた胤頼は、宇都宮蓮生らとともに、その護衛にあたったという（同四二―四）。

注

- (1) 『遠藤系図』、加地宏江・中原俊章『中世の大阪』（松籟社、一九八四年）。
- (2) 当時、東国の武士が継続的な形で滝口に出仕していたことは、『吾妻鏡』承元四年（一二二〇）五月十一日条・寛喜二年（一二三〇）閏正月二十六日条から明らかである。

(3) 山田昭全『文覚』(吉川弘文館、二〇一〇年)。なお、文覚が伊豆に配流されていた源頼朝に後白河院の意志を伝えて平家打倒の挙兵を促した可能性の強いことについては、上横手雅敬『院政期の源氏』(御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年)を参照されたい。

(4) 『吾妻鏡』 寿永元年八月十八日条。長男胤正の母は「秩父大夫重弘女」。近世成立の『千葉大系図』は六子すべてを同母とする。

(5) 胤胤に関する記事は『平家物語』の読み本系にも見える。なお、山本幸司『平家物語』か『吾妻鏡』か―史料としての比較、二題』(神奈川大学『歴史民俗資料学研究』第四号、一九九九年)参照。

(6) 『吾妻鏡』 治承四年六月二十七日条。

(7) 須藤聡「平安末期清和源氏義国流の在京活動」(『群馬歴史民俗』一六、一九九五年)・伊藤瑠美「11〜12世紀における武士の存在形態」(『古代文化』五六―八・九、二〇〇四年)。

二 公武両属の東重胤

『神代本千葉系図』によると、胤頼には六人の男子があり、僧侶となった二名を除く四人が御家人として、それぞれが所領とした地名を名字としている。それによって、鎌倉政権草創に活躍した胤頼の得た所領が知られる。東(橘)庄・木内庄・風早庄・小見郷がそれで判明するが、東氏を名乗る重胤の子孫から海上氏が派生していること^①からも推定できるように、海上(三崎)庄も胤頼の所領であった。^②

これらの所領はすべて下総国内に属し、頼朝挙兵以前は下総藤原氏や両総平氏系の武士の支配下にあったもので

ある。頼朝挙兵以前の胤頼ら常胤の庶子たちは、千葉氏が在庁官人として得た葛飾郡国分寺（国分郷・千葉原市川市国分）を与えられた五男胤通を除き、千葉庄内に狭小な所領を与えられ、その地名を名字としていた。^③ 叙爵される以前の胤頼は「千葉六郎」にすぎず、在地にほとんど経済基盤がないまま、在京活動に勤しんでいた。ところが、常胤が頼朝の挙兵後の活躍によって勢力を拡大するに及んで、庶子たちに所領が分与されたのである。『吾妻鏡』において胤頼が「東」の名字で継続して記されるようになるのは建久五年（一一九四）以降なので、このころに常胤から子や孫たちへの所領配分がなされたものようである。

その胤頼の嫡子として東庄・海上庄を継承したのが重胤である。

【表2】『吾妻鏡』における重胤の所見（《》は官職、あるいはそれを示す名乗り）

建久6 (1195)	08.16	馬場流鎗馬の四番
正治1 (1199)	10.28	梶原景時の弾劾に署名
建仁3 (1203)	10.08	実朝の元服に千葉常秀とともに参仕
元久2 (1205)	10.10	御弓始の射手に禄を渡す役
	01.01	北条時政沙汰の椀飯に馬を引く
	06.22	畠山重忠追討の際、堺（千葉）常秀に従う
建永1 (1206)	02.04	和歌御会
	11.18	下総より参上「無双近仕」 渥参籠居
	12.23	北条義時の取りなしにより詠歌してゆるされる 北条氏に従属を約す
承元2 (1208)	④ 27	上洛。父にならって上日奉公を願う
	10.21	京都より帰参 熊谷直実の往生などを語る 《東所》
	11.21	和歌御会
建暦1 (1211)	04.29	永福寺に供奉 郭公を聴く

2	01.19	鶴岡社参に供奉 大須賀胤信、御調度懸を辞退して御気色をこうむる
建保1 (1213)	03.06	御鞠始に候す
2	07.07	和歌会に候す
	03.09	永福寺に桜見
6	07.27	大慈寺に随兵として供奉
	04.07	千葉成胤を見舞う
	06.27	実朝任大将の拝賀 最末に一人供奉 《兵衛尉》
承久1 (1219)	1.27	「無双近仕」子息胤行下総海上庄に下向 実朝和歌で参上を促す
建長2 (1250)	01.27	実朝の右大臣拝賀に供奉
	03.01	閑院内裏造営分担「東兵衛入道跡 木内・風早」一体で築地五本

重胤は鶴岡放生会の流鏑馬や將軍の御弓始に参仕していることから、御家人中では武芸に優れた存在であったようだ、それに加えて和歌の素養があった。そのことから將軍実朝の「無双近仕」と評される立場を確立した。一方、承元二年（一二〇八）閏四月には、父にならって京都に出仕することを望み、上洛して蔵人所に出仕し、滝口よりも格上の所衆に列し、⁴建保六年（一二一八）以前に兵衛尉に任官している。また、平家追討戦で常胤に従って九州にまで渡り、建久元年（一一九〇）の頼朝上洛の際には常胤の譲りを得て左兵衛尉に任官した従兄弟の常秀と行動を共にする事が多いのはともに在京経験が豊富だったためであろう。⁵

彼の閲歴で何よりも重要なのは、將軍実朝に近習として仕えたことであろう。和歌や蹴鞠など京都の文化を嗜んでいたからである。とくに和歌の才能は彼の子の世代に大きく開花するが、それは彼の妻方の影響もあったと思われる。

なお、政治的な側面から見落とせないのは、『吾妻鏡』建永元年（一二〇六）十二月二十三日条に伝えられた「鎌

倉への参上が遅れたため、実朝の逆鱗に触れた重胤が、それを取りなしてくれた北条義時に感謝して、子孫に至るまで永く北条氏の門下に候する事を約した」という話である。これは、『吾妻鏡』編纂時に義時の人物を称揚するために話を膨らませたものと思われるが、この時期の東氏が北条氏権力への従属に傾いていったことを示唆している。

注

(1) これらの荘園・公領については、網野善彦ほか編『講座日本荘園史 5』（吉川弘文館、一九九〇年）の「下総国」、『日本歴史地名大系 千葉県』（平凡社、一九九六年）の該当項目を参照されたい。なお、『神代本千葉系図』には「上総権介」広常の兄弟に「木内太郎」常範があり、「但小見九郎」と傍書されている。したがって、木内庄・小見郷は上総広常の滅亡によって獲得した所領であることが分かる。また三崎庄も両総平氏一族の片岡氏からの継承が明らかである（注（2）参照）。これに対して東庄（橘庄）は、長く千葉氏と対立し、頼朝が房総半島に上陸した際に滅亡した下総藤原氏の支配下にあったものと思われる。

(2) 三崎庄の成立・伝領などについては、横田光雄「九条家領三崎荘について」（拙編『千葉氏の研究』名著出版、二〇〇〇年、初出は一九九二年）を参照されたい。

(3) 拙著『坂東武士団の成立と発展』の第二章第二節「上総氏と千葉氏」を参照されたい。

(4) 鎌倉幕府草創期に所衆の経歴を有する御家人としては宇都宮信房がいる。また、伊賀朝光も当初は「所六郎」と称していたから、父が所衆であったとみられる。両者はともに本来は「京武者」である。なお、宇都宮信房については、拙稿「下野宇都宮氏の成立と、平家政権下における存在形態」（拙著『東国武士と京都』同成社、二〇一五年、初出は二〇一三年）・

同「治承・寿永内乱にともなう鎌倉勢力の鎮西進出について」(京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』二八、二〇一五年)を参照されたい。

(5) 千葉常秀については、拙稿「上総千葉氏の盛衰」(拙編『千葉氏の研究』名著出版、二〇〇〇年、初出は一九八六年)・同「上総千葉氏について」(拙著『増補改訂 中世東国武士団の研究』戎光祥出版、二〇二一年、初出は一九八四年)を参照されたい。

(6) 『吾妻鏡』には千葉氏一族中、東氏に関する記事が多い。これは胤行が將軍の右筆として仕えたことなどもあったから、その家伝が『吾妻鏡』編纂時に用いられたことによる可能性が指摘できよう。

三 胤行(素暹)と和歌

重胤の嫡子胤行も、和歌の才能をもって將軍実朝に近侍した。そして、父と同じく下総の所領から鎌倉への参上を促されることもあった。実朝の死後、京都から下った摂家將軍頼経や宗尊親王にも重用されている。頼経の周辺には彼の下向に同行した貴族社会に属する人々も多かったから、胤行の歌才はさらに磨きがかかったことであろう。

【表3】『吾妻鏡』における胤行の所見(《》は官職、あるいはそれを示す名乗り)

建保6 (1218)	11. 27	下総国海上庄に下向して鎌倉に戻らず、実朝が和歌で参上を促す
寛喜2 (1230)	03. 19	將軍の三崎出御に従い、秀句を詠む
貞永1 (1232)	11. 29	永福寺和歌会《中務丞》

寛元 1 (1243)	07.17	將軍臨時御出の下句に結番 《中務丞》
宝治 1 (1247)	06.06	上総権介秀胤追討使 《中務入道素暹》
	06.07	素暹、一宮大柳館に秀胤を攻める
	06.11	秀胤の子泰秀は素暹の婿、一歳の孫の助命を請う
2	09.20	將軍の右筆に起用される 常胤の子孫では初 「文武兼備之士」
弘長 3 (1263)	08.06	將軍宗尊親王、素暹卒去の後、その夢を見る

その胤行の和歌にまつわる興味深い記事が、藤原定家の日記『明月記』天福元年（一二三三）二月七日条に見える。

未時許、東乃中務尉と云武士来門前、付家長朝臣書状、自昨日腰損不動身、不能対面之由示之、自門外歸、着直垂云々、乗車其衣与乗物不相応坎、或説云、其手跡歌風体奉似九条大納言云々、

この前年の六月、後堀河天皇から『新勅撰和歌集』撰進の命を賜った定家は、十二月に権中納言の官を辞して一条京極の自邸にあった。そこへ当時在京して中務丞の官にあった胤行がやって来たのである。目的は自分の作歌の入集を願うためにほかならない。胤行は、後鳥羽院和歌所の管理者だったことで知られる源家長からの紹介状を示したが、腰痛を理由に、持参した詠草は受け取ってもらえたものの門前払いを喰わされている。にもかかわらず、一方の定家は、胤行が牛車に乗ってきたのに直垂姿という不釣り合いな姿であったとけなしつつも、渡された歌や筆跡はそれなりのもので、歌風は権大納言九条基家に似ているなどと評している。とはいえ、この歌は入集されなかった^①。ちなみに、牛車といえば、定家の嫡子為家の舅にあたる宇都宮頼綱が次女を千葉八郎胤時（胤行の父重胤

には従兄弟にあたる）に嫁がせた際、八葉の牛車を為家から借用したという記事が『明月記』嘉禎元年（一二三五）六月二十一日条に見える。

胤行の祖父胤頼は宇都宮頼綱と一緒に法然の遺骸を警固した関係であるから、胤行は頼綱を通して定家に接近してもよかつたはずである。しかし、そうはしていない。とすると、地理的には交流がありそうに思えるが、東氏と宇都宮歌壇との関係は、さほどのものではなかつたのかもしれない。⁽²⁾

定家は胤行と直接の面識はなかつたようであるが、東氏が地頭として在地支配にあつていた九条家領三崎庄の下級所職（おそらく預所職）をつとめたことがあつた。正治元年（一一九九）七月のこと、定家は家司として祇候していた九条家からこの莊園を恩給されたのである。彼はこれを素直によるこんで日記に「蒙種々恩、是奉公本意也」と記している（『明月記』同月二十五日条）。そして、早速、このことを在地の地頭（重胤であろう）に触れるために、雑色の光沢を三崎庄に遣わしている（同 二十九日条）。九月の末、京都に戻つた光沢によると、地頭は年貢を懈怠なく沙汰する旨を約したという（同 九月二十日条）。そして、この年末には所課の雑仕装束が届いたが、それは過分なほど美麗な品であつた（同 十二月二十九日条）。ところが、翌年正月に届いた貢上物は「不法奇怪」なものがあり（同 正治二年正月十三日条）、八月にいたつて定家は地頭の事を鎌倉に伝えていた（同 四日条）。何らかのトラブルが発生したのであろう、結局、定家は遠方で不便であることなどを理由にして、狭小の伊賀国大内東庄（三重県伊賀市笠部）と交換する形で三崎庄を三年で九条家に返上している（同建仁二年二月七日条）。⁽³⁾ あらう、定家が胤行の来訪に応じなかつたのは、この三崎庄に関する経緯に対する記憶が関係したのかも知れない。腰痛の定家との接触の機会を失つた胤行ではあつたが、のちに彼の勅撰集入集の夢は実現され、出家後の素暹法師の名によって『続後撰和歌集』をはじめ、勅撰集に二十二首が入集して和歌文学史上に名をとどめる存在となる。⁽⁴⁾

当時、勅撰和歌集には六位の「侍」層の歌は採られなかったが、出家後の法名でならば、それが可能だったのである。しかし、侍層の歌は「隱名」（詠み人知らず）という形で採られることもあったから、胤行の歌もその中に含まれているのかも知れない。⁵それはともかく、勅撰集への入集は、基本的には有力権門家の一つである鎌倉將軍家に祇候する家人たちの中で、そのステータスを一段高める効果もあったはずである。

ところで、十三世紀の末、無住によって書かれた説話集『沙石集』には、素暹と和歌にまつわるエピソードが伝えられている。まず卷五末二の「和歌ノ人ノ感アル事」は、「鎌倉の獄屋に九州で悪党として活動した大進房が留置されていたが、七夕にちなんだ優れた歌を詠んだ。それに感動した素暹は、彼を陸奥国にあった自分の所領の代官に起用した」という話である。ここで注目されるのは素暹が陸奥に所領を持っていたという事実である。東氏は初代の胤頼が奥州合戦の際に帰降した藤原基成の身柄をうけとるといふ重要な役割を果たしたにもかかわらず、その恩賞地については近世成立の『奥相秘鑑』に黒川郡とあるばかりで疑問視されていたのだが、これが裏付けになりそうである。⁶

つぎに、卷五末七には連歌にかかわる二つのエピソード見える。一つ目は「重病に陥って死期を悟った素暹が、月の美しい夜に長年の友人を集めて人生最後の連歌会を開いた。そこで素暹が詠んだ初句に誰も応じられなかったとき、簾中から発せられた句が素晴らしく満座の感動をよび、素暹の病も快復してしまった。その句の詠み手は素暹の妹の若狭局であった」という話で、素暹の家では女性も和歌に親しんでいたことが分かる。ちなみに胤行の娘も勅撰集への入集を果たしている。⁷

もう一つの話は、京都の出雲路（京都市北区と上京区の境界辺りの賀茂川西畔）にある毘沙門堂が舞台。ここで開かれた連歌会で初句に対して三十余句も返されたのに、ひとつもよい句がなく、参加者が興ざめしていたところ、

忍びで参加していた素暹が適切な句を詠んだ。それを、その場にいた「花下ノ十念房」こと橘家季（勅撰歌人で琵琶の名手）が絶賛したというものである。⁽⁸⁾

東氏は重胤も胤行も下総の所領に戻ると鎌倉への出仕を怠りがちになる傾向がうかがえて面白いが、やはり京都での活動が、千葉氏一族はもとより鎌倉でのバックボーンになっていた。それは、素暹の詠んだ「住み馴れし都を何と別れけん憂きはいづくも我が身なりけり」(『統後撰集・一一三二』)や「旅にして聞くはかなしきほととぎす都にかはる音をや鳴くらん」(『新和歌集』一一二二)からもうかがうことが出来る。⁽⁹⁾

なお、当時の貴顕の間では琵琶が愛されていたが、素暹はこの方面にも通じていたようで、『文机談』(巻第三)に「東の兵衛入道」が鴨長明の作で「手習」と名付けられた紫藤の小琵琶を手に入れ、これを北条時頼に贈ったという話が見える。⁽¹⁰⁾

注

- (1) 小川剛生『和歌所の鎌倉時代』(NHKブックス、二〇二四年)。
- (2) 胤行が宇都宮神宮寺で開かれた歌合わせに参加していたことなど、宇都宮歌壇と繋がりを持っていたことについては外山信司「鎌倉時代の東氏」を参照されたい。なお、宇都宮歌壇とその文化圏の広がりについては小林一彦「宇都宮歌壇」(『国文学 解釈と鑑賞』三七―一一、二〇〇二年・同「宇都宮歌壇の再考察」(『国語と国文学』昭和六十三年三月号)、拙稿「宇都宮頼綱」(『平雅行編』中世の人物 京・鎌倉の時代編 第三卷 公武権力の変容と仏教界)清文堂出版、二〇一四年)・笠間時朝と京都」(笠間市教育委員会編『笠間時朝とは何か?』二〇一九年)などを参照されたい。
- (3) 村井康彦『藤原定家『明月記』の世界』(岩波新書、二〇二〇年)。

(4) 外村展子『鎌倉の歌人』(かまくら春秋社、一九八六年)。外村氏は胤行の出家を寛元元年(一二四三)七月以降、宝治元年(一二四七)六月以前とする。

(5) 小川剛生『中世和歌史の研究』(塙書房、二〇一七年)。

(6) 胤行の孫で「東六郎」と称した盛義は、本領である東庄上代郷のほかに、上総国周東郡内・因幡国千土師郷・陸奥国賀都庄内阿那夜野村を所領としていたから、阿那夜野村がこれに該当する可能性もある。なお、盛義およびその所領については石井新二「上総国周東郡における称名寺領」(『千葉県の歴史』二二、一九八一年)・同「東荘」(網野善彦ほか編『講座日本荘園史』5)吉川弘文館、一九九〇年)・山本直彦「中世の小安村とその周辺」(君津市南小安土地区画整理組合記念誌『あけぼの歴史編』一九九四年)を参照されたい。

(7) 『新続古今集』(恋二・一一六七)。外村展子『鎌倉の歌人』参照。

(8) 浅見和彦「説話集に見る連歌」(『国文学 解釈と鑑賞』六六―一一、二〇〇一年)参照。

(9) 浅見和彦「説話集に見る連歌」。

(10) 岩佐美代子「翻刻頭注「文机談」二二」(『鶴見大学紀要』二二、一九八四年)。北条時頼はこの琵琶を將軍宗尊親王に献上している。岩佐氏も指摘するように、ここに「東の兵衛入道」とあるのは父重胤との混同であろう。

四 鎌倉將軍家「諸大夫」としての東氏

前述のように、東氏初代の胤頼は鎌倉幕府草創期の活躍によって千葉常胤の庶子の中では最も有力な存在となった。その後、重胤・胤行は、鎌倉殿が公卿家さらには親王家の家政機関としての体裁を整えるに従って、藏人所出

仕の実績に和歌に代表される文化的素養も手伝って、その近習として活躍するようになる。その結果、東氏歴代は御家人一般の「侍」から「諸大夫」相当の身分を獲得することとなった。その過程は將軍出御の際の行列の隊形からもうかがうことが出来る。

文治元年（一一八五）十月二十四日の勝長寿院供養の行列における千葉氏一族の配置を見ると、「先陣随兵」に常胤の嫡子胤正、「次随兵」に常胤の孫の常秀、「後陣随兵」に常胤四男の胤信があるのに対して、胤頼は常胤とともに「御後五位六位」の一員として布衣下括の出立で加わっているのである。この隊形は幕府内における政治的身分秩序を直裁に反映したものである。¹⁾

重胤はとくに王朝貴族化が顕著な実朝の寵臣であり、胤行も実朝、さらに摂家・皇族將軍に重用されて右筆までつとめるに至ったから、官は中務丞にとどまったものの、歌人としての評価も加わって実質的には諸大夫として遇されていたのである。ちなみに、『吾妻鏡』には建長四年（一二五二）四月十四・十七日、七月二十三日、九月二十五日条に「東中務少輔胤重」が見える。系図類に所見はないが胤行の子の世代に相当する。「中務少輔」は『職原抄』に「名家五位及諸大夫五位任之」とあり、こうなると公家貴族の「品秩」において確かに諸大夫層に属することになる。東氏は貴族としても評価されなければならない。

王朝身分秩序の観点からすると、千葉氏一族において東氏を凌駕したのは常胤の孫常秀に発する系統、いわゆる「上総千葉氏」であった。²⁾常秀は寿永二年（一一八三）末、頼朝によって肅清された両総平氏の族長上総広常の所領・所職の大半と、内乱期に常胤が彼を伴って鎮西に駐留したときに獲得した所領のほとんどを継承して、実質的に嫡流である「千葉介」家をしのぐ勢力を確立していた。常秀は幼少年期に在京の経験があったよう、官途の点においても、建久元年（一一九〇）に常胤の「讓」をえて左兵衛尉に補され、実朝の妻となった坊門信清の娘を迎える

ために上洛する役などもつとめており、承久の乱の後には本拠地の上総に加えて丹後国の守護にも補されている。

胤行も承久の乱の後、美濃国山田庄（岐阜県郡上市大和町）を恩賞として獲得したと伝えられているが、この乱で活躍したのは彼の叔父に当たる木内胤朝であった。^④

胤朝は胤頼から下総国木内庄（千葉県香取市木内）を伝領して木内次郎と称したが、彼もまた在京経験が豊富であったらしい。承久の乱に際しては、東海道軍五陣の大將軍となった下総守護千葉介胤綱が若年であったため、これに代わって、千葉次郎（泰胤？）とともに実質的に千葉一族を率いる立場で活躍し（慈光寺本『承久記』）、大和国宇野庄（奈良県五條市宇野町）・淡路国筑佐庄（兵庫県洲本市千草地区）・同由良庄（兵庫県洲本市由良町）など、千葉氏一族の中では西国に最も多くの新恩所領を獲得している（『鎌倉遺文』補遺九二四・三〇八八）。さらに、彼は貞応元年（一二二二）、後堀河天皇大嘗会の成功に応じて下総守に任じている（『弁官補任紙背文書』）。東・木内氏の本宗家に当たる千葉介家は下総守護であるが、下総権介職を世襲する在庁官人であったから、胤朝の下総守任官は、官制においては千葉介を下僚とすることを意味する。そのためか、木内氏は下総の同族以外の武士の家人化も進めたようで、胤朝から大和国宇野庄を継承した子息の胤家は、下総国の武士で結城氏の一族である山河（山川）太郎を代官として現地に派遣している。ちなみに、この胤家も左衛門尉に任官したことが『民経記』寛喜三年二月五日条に見える。^⑤

なお、元応元年（一三一九）十二月二十六日「淡路由良莊雜掌地頭和与状」・同二十七日「関東下知状」（『鎌倉遺文』二七三四七・八）には、淡路国由良庄の地頭として「木内下総四郎左衛門入道道源」が見える。彼は胤家の弟胤時の子で、俗名は胤直。由良庄は胤朝から胤時に譲られたのであろう。胤直は木内庄に近接する小見郷（千葉県香取市小見）を本拠として「小見」を称することもあった。この小見氏は鹿島社と香取社の間に位置する常陸国

潮来を中核として香取海周辺で展開していた流通経済を担う存在であったらしい。胤直の淡路における活動も東国における水運を前提とした商業活動の経験が活かされたことであろう。⁶⁾ ちなみに、中山法華経寺蔵「日蓮遺文紙背文書」の「ほうれん書状」には、十三世紀半ば頃、千葉介が守護をつとめた伊賀国久吉名（三重県伊賀市）の地頭として「おみの六郎」が見え、これは系図の胤光（小見六郎）に比定できるから、小見氏は畿内周辺で広域的に活動していたようである。⁷⁾

ところで、右に見た木内（小見）胤直の行動範囲は常総や淡路など列島域内にとどまるものではなかった。彼は出家の後に鹿島神宮寺の浄行僧となり、京都の西園寺家の援助を得て渡元を果たし多くの經典を將來しているのである。⁸⁾ そのような文化活動から想起されるのが、香取市下小堀（中世前期には小見郷に属したと思われる）に所在する浄福寺に鎌倉後期の菩薩面が遺されていることである。渡邊浩貴氏はこのことから、木内（小見）氏によって「迎講」が行なわれたことを推測している。⁹⁾ 渡邊氏も指摘されているように、迎講は西園寺氏に関係の深い有力御家人が行なっている例が多く、東氏一族の高い文化水準を伝える遺産として評価出来ると思う。

注

- (1) 青山幹哉「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」〔年報中世史研究〕一〇、一九八五年）参照。
- (2) 拙稿「上総千葉氏の盛衰」・「上総千葉氏について」・「上総千葉氏の族的位置と丹後守護補任の背景について」〔京都女大学宗教科・文化研究所『研究紀要』三五、二〇二二年）。
- (3) 拙稿「東国武士西遷の文化・社会的影響」〔拙編『千葉氏の研究』名著出版、二〇〇〇年、初出は一九九七年）。
- (4) 拙稿「慈光寺本『承久記』の史的評価に関する一考察」〔拙編『承久の乱の構造と展開』戎光祥出版、二〇一九年、初

出は二〇〇五年)。

(5) 拙稿「慈光寺本『承久記』の史料的评价に関する一考察」。近世に成立した『千葉大系図』には、胤朝が承久の乱の恩賞として与えられた所領としては、これらのほかに但馬国磯部庄(兵庫県朝来郡山東町)もあげられている。なお、木内氏と大和国宇野庄については、村石正行「千葉一族の西遷と大和国宇野庄」(『年報 三田中世史研究』一〇、二〇〇三年)を参照されたい。

(6) 拙稿「東国出身僧の入宋・渡元」(『鎌倉遺文研究』二五、二〇一〇年)・同「鎌倉時代における下総千葉寺由縁の学僧たちの活動」(『京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』二四、二〇一一年)。

(7) 石井進「日蓮遺文紙背文書」の世界」(『石井進著作集7 中世史料論の現在』岩波書店、二〇〇五年、初出は一九九一年)。

(8) 拙稿「東国出身僧の入宋・渡元」・同「鎌倉時代における下総千葉寺由縁の学僧たちの活動」。

(9) 渡邊浩貴「日本中世音楽社会史序説」・「資料解説」(神奈川県立歴史博物館『特別展 仮面絢爛』図録、二〇二四年)、同「武士本拠を〈荘厳〉する」(『日本宗教文化史研究』二八一、二〇二四年)。

五 将軍近習としての宿命と西遷

東氏は千葉常胤庶子の子孫の興した家の中では最も有力な存在であったが、その文化力とそれに伴う王朝身分秩序における優位性をもって、公卿ないしは親王である将軍と緊密な関係を築くこととなった。承久の乱では一族の木内胤朝が千葉一族を代表する立場で活躍して、官制上千葉介家の上位に立つに至っている。

同じ時期、九条家から迎えた鎌倉殿を擁して執権北条氏に対抗する勢力を構成した三浦氏や上総千葉氏は、当然こうした東・木内氏に接近することとなる。注目されるのは承久の乱の翌年に下総守に補された木内胤朝の後任に上総千葉氏の常秀が任じられていることである。⁽²⁾ このことから、常胤嫡流の千葉介家が胤綱・時胤と若年の当主が続く中で、上総千葉氏と木内氏が千葉一族内の主導的な立場を固めていったことが想定される。こうしてみると、承久の乱後の一時期、東氏一族では胤朝系の木内氏が優勢であったようである。

なお、前述のように、『神代本千葉系図』に胤朝の弟として見える胤光（小見六郎）は、その名字から下総国小見郷を本領としたことが明らかである。胤朝の孫の胤直が小見を名乗ることになるのは、胤光の跡を継承したからであろう。

上総千葉氏は常秀の子の秀胤の代になると完全に千葉介家を凌駕する存在となり、仁治二年（一二四一）叙爵、寛元元年（一二四三）には従五位上に昇叙。そして翌年には評定衆に加えられている。千葉氏一族では空前絶後のことである。時期は不明だが彼は三浦泰村の妹を妻に迎えており、三浦氏と連携を図りながら將軍権力を背景に幕府内での地位を向上させていったのである。そのため、千葉氏や両総平氏系の一族の中には積極的にその傘下に加わりうとするものもあらわれた。⁽⁴⁾

秀胤が鎌倉殿に撰家將軍家に仕える諸大夫の立場を確立したことは、彼の子息たちの官位をみても明白である。宝治元年（一二四七）六月の時点で、嫡男時秀は式部大夫（前式部丞で従五位上）、二男政秀は修理亮、三男泰秀は左衛門尉であった。將軍近習を存立基盤とする東素暹は、当然のことながら上総千葉氏との関係を重視したのであろう。秀胤の三男泰秀を婿に迎えている。

一方、千葉氏一族に政治的に分裂が生じたのと同様、千葉氏諸流各家においても、庶子家が分立していたから、

その範囲での競合関係も生ずるようになった。東氏一族においては、木内氏がより積極的に上総千葉氏に近づき、東氏は重胤が義時に服した経緯も手伝って、北条得宗家に敵対するような動きは見せなかったようである。果たして、宝治元年六月、鎌倉で敗れた三浦泰村の一党に続いて、千葉秀胤が一族党類とともに上総国一宮大柳館で幕府軍の攻撃によって族滅した際、素暹は、千葉氏庶流の有力者であった大須賀胤氏とともにその主将の役を担うこととなる。⁵⁾北条得宗家⇨幕府首脳は千葉介家と上総千葉氏の不協和音を利して、千葉介頼胤が幼少であったことを理由に、秀胤追討軍の大將を素暹等に委ねたのであろう。

宝治合戦では千葉一族の中にも三浦泰村・千葉秀胤に味方したために敗死したり、所領を失う者が多く、木内氏も胤朝の庶子とみられる「下総三郎」が討死にを遂げており、これによって木内氏の勢力は大幅に後退した。素暹は外孫（千葉泰秀の子）の助命をゆるされ、また上総国周東郡内などに幾許かの所領を与えられたようだが、⁶⁾その後、目立った動きは見せていない。乱後、新たに鎌倉殿として京都から迎えられた宗尊親王にも和歌によって親昵な関係を結んだらしい。

しかし、やがて宗尊親王も京都送還の憂き目を見ることとなる。得宗権力の伸長が文化的素養をもって將軍近習として活動することをアイデンティティとする東氏の幕府内での地位を低下させる結果を招いたことは否めないであろう。そんな状況が進行する中、素暹の嫡子であったとみられる「図書助」⁷⁾（泰行）が大きな失態を犯している。建長五年（一二五三）七月、泰行は鶴岡放生会随兵役の散状（諸役配当のリスト）が発給される前に帰国してしまい、指定された随兵役を辞退する形となったが、それは御教書違背という重科を意味したのである。こうしたことから、東氏は幕府内での地位を低下させ、泰行の弟で、おそらく在京活動を担うことの多かった行氏（『吾妻鏡』に中務少輔として所見する胤重はこの行氏と同一人物か）⁸⁾は、本貫の下総を離れて美濃国山田庄に本拠を移し、子⁹⁾

孫は「在京人」として活動することとなる。¹⁰⁾そして、東国における東氏一族の中では、胤行の弟胤景に発する海上氏がその地位を相対的に高めることとなったように思われる。¹¹⁾

この海上氏は在地に二つの文化遺産を遺している。ひとつは国の重要文化財に指定されている銚子市常世田町常燈寺の薬師如来座像で、像そのものの造立は平安末期にさかのぼるとされているから、両総平氏系海上氏（前掲の系図参照）によるものかも知れないが、胎内の墨書銘から仁治四年（一二四三）に修理されたことが分かり、その費用の寄進者の筆頭に「平胤方芳□（縁カ）藤原女」とある。海上胤方の妻であろう。もう一つは、この九年後の建長四年（一二五二）に胤方が亡母霊を慰めるために法華経を収めて埋納した経筒（県重文）である。現在、この経筒を所有する銚子市岡野台の等覚寺には、いずれも鎌倉期の作とみられる木造薬師如来立像が二体安置されており（ともに県重文）、海上氏の信仰の一端を伝えるものと考えられる。¹²⁾

注

- (1) 建治元年（一二七五）の「六条八幡宮造営注文」における常胤庶子孫の負担額は、相馬師常跡が計三十六貫、武石胤盛跡が二十五貫、大須賀胤信跡が十五貫、国分胤通跡が八貫、東胤頼跡は計三十七貫である。なお、拙稿「千葉氏の嫡宗権」と妙見信仰」（拙編『千葉氏の研究』、初出は一九九八年）を参照されたい。
- (2) 拙稿「慈光寺本『承久記』の史料的评价に関する一考察」。
- (3) 『千葉大系図』（近世成立）によると、胤綱は安貞二年（一二二八）に二十一歳で、時胤は仁治二年（一二四一）に二十四歳で卒去し、千葉介は延応元年（一二三九）に生まれた亀若丸（頼胤）が継いでいる。
- (4) 拙稿「上総千葉氏の盛衰」・同「上総千葉氏について」。

(5) 大須賀氏も東氏同様に一族内に政治的分裂があり、宝治合戦で三浦方に立った者があつた。外山信司「大慈恩寺開基大須賀胤氏と宝治合戦」(『千葉史学』三五、一九九九年)を参照されたい。

(6) 石井新一「上総国周東郡における称名寺領」、山本直彦「中世の小安村とその周辺」参照。

(7) 図書助は『官職秘抄』に「可任良家子」とある。

(8) 『房総館本千葉系図』(近世成立、『房総叢書』第九卷所収)の「東氏」に掲げる一本は、胤行の子に胤重をあげて「後行氏」と傍書している。

(9) 美濃に本拠をうつした東氏については、拙稿「東国武士西遷の文化・社会的影響」、井上宗雄・島津忠夫編『東常縁』(和泉書院、一九九四年)などを参照されたい。

(10) 五味文彦「在京人とその位置」(『史学雑誌』八三―七、一九七四年)。

(11) 奈良県葛城市にある当麻寺に伝えられた当麻曼荼羅を納めた厨子の南方第一面に新造された仁治三年(一二四三)の年紀のある扉には、北条泰時以下、この作善に結縁した京都と関係の深い幕府関係者の名が記されている。ただし、ここに記された人名には仁治三年の年紀では不合理な後の時代の者も含まれているので、その中に見える「左衛門尉 平胤景」は、この海上風景に比定することが可能である。なお、この交名は『大和古寺大観』二(岩波書店、一九七八年)に紹介、翻刻されており、そこに記された人物の活動年代については、野村恒道「当麻曼荼羅厨子扉の交名について」(『印度学仏教学研究』三五―二、一九八七年)で考証されている。

『吾妻鏡』における海上氏の所見は以下の通り。

① 海上五郎胤有

安貞2 (1228)	07.23	御駕 歩行 田村山庄渡御	(鎌倉殿に随行)
仁治1 (1240)	08.02	二所詣 先陣	(同)
寛元1 (1243)	07.17	臨時御出供奉人 下旬	(同)
2	08.15	放生会 御車	(同)

② 海上弥次郎胤景

建長4 (1252)	07.08	方違 御剣役人 歩行 海上弥次郎胤景	(鎌倉殿に随行)
4	11.11	新御所移徙 御車	(同)
4	12.17	鶴岡社参 御車	(同)
5	01.16	鶴岡社参 御車	(同)
弘長3 (1263)	08.15	鶴岡社参 御車	(同)
	08.09	上洛供奉人 随兵	(同)

③ 海上次郎胤方

建長4 (1252)	12.17	鶴岡社参 後陣 随兵	鎌倉殿に随行
------------	-------	------------	--------

(12) 小笠原長和「下総三崎荘の古寺と海上千葉氏」(同『中世房総の政治と文化』吉川弘文館、一九八五年、初出は一九六九年)。

おわりに

胤頼の閥歴は頼朝拳兵以前における東国武士の在京活動の実態を、そして彼に対する頼朝の処遇は成立期の鎌倉政権における王朝身分秩序のあり方を示す。頼朝の政権を王朝政府に対立する東国武士による革命政権のように捉えるような見方は強く相対化しなければならない。頼朝拳兵以前、一族間分業の形で京都の権門と直接関係を結んでいた武士の存在形態を含めて、議論の多い「京武者」⁽¹⁾概念も再検討されなければならないだろう。

積極的に在京活動を展開した重胤・胤行は和歌をもって公卿あるいは親王である鎌倉殿に仕え、それをもって「諸大夫」の身分を獲得したが、政治的には、北条得宗権力と、これと対立する三浦・上総千葉氏などの勢力との板挟みに追い込まれざるを得なかったと思われる。さらに、東氏は一族内部における「かつての研究で『惣領制の解体』といわれたような問題」⁽²⁾とも直面することとなり、結局その主流は將軍権力の衰退によって鎌倉における基盤を失い、「在京人」として新しい活路を見いだすこととなる。⁽³⁾

この時代の東氏歴代が在地社会にどのように臨んでいたのか、それを具体的に示す遺物は庶子家の木内氏・海上氏に関わるものしか見つからないが、重胤・胤行が二代にわたって実朝から鎌倉に戻るように命じられたエピソードは、彼らが在地支配に熱心に取り組んでいたことを想像させる。あるいは香取海や海上潟を臨む本領の風光を愛していたのかも知れない。

鹿島・香取社を中核とする香取海（常総内海）をとりまく地域には、一つの経済・文化圏が形成されていたが、⁽⁴⁾その文化圏は長く親鸞が住み、さらに笠間から真言律宗の拠点となった筑波山麓の地域、そして宇都宮歌壇のテリ

トリーという観点からすれば、⁽⁵⁾下野東部から常陸南部一帯に広がるエリアと一体になる。また、それは太平洋水運によって畿内や陸奥と繋がる両総東岸地域の文化圏とも接続する。⁽⁶⁾私はこれまで、中世前期のそれらの地域を対象に、武士論の視点から様々な事象を考察してきた。⁽⁷⁾東氏を通して得られた情報とこれまでに積み重ねてきた研究成果との接合を期して本稿の結びとしたい。

注

(1) 「京武者」概念は、元木泰雄氏が武家政権成立に至る武士の発展段階における一階梯として定立したものであるが、単純に在京活動している武士を指して使われているケースもある。なお、長村祥知「鎌倉初期の公武関係と在京武士」(『歴史評論』九〇三、二〇〇五年)を参照されたい。

(2) 新旧の惣領制に関する代表的な研究書として、羽下徳彦『惣領制』(至文堂、一九六六年)と田中大喜『中世武士団構造の研究』(校倉書房、二〇一一年)をあげておく。

(3) 五味文彦「在京人とその位置」。

(4) 網野善彦・石井進編『都市鎌倉と坂東の海に暮らす』(新人物往来社、一九九四年)・鈴木哲雄「中世香取社と「海・海夫・関」について」(『中世房総』七、一九九三年)・市村高男「鎌倉末期の下総山川氏と得宗権力」(弘前大学『国史研究』一〇〇、一九九六年)・同「中世常総の内海(入海)と地域社会」(中央学院大学比較文化研究所『紀要』一一、一九九七年)などを参照されたい。

(5) 拙稿「東国に下った仏教者と在地武士」(京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』三一、二〇一八年)・笠間市教育委員会編『笠間時朝とは何者か?』(二〇一九年)・中川博夫「鹿島の宗教文化圏」(『国文学』解釈と鑑賞』六七―一一、二

〇〇二年）・小林一彦「宇都宮歌壇の再考察」(『国語と国文学』昭和六三年三月号)。

- (6) 遠山成一「中世房総水運史に関する一考察」(『千葉城郭研究』四、一九九六年) 青山宏夫「干拓以前の潟湖とその機能」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一八、二〇〇四年)・鈴木沙織「東禅寺から香取海へ」(『青山史学』三一、二〇一三年)。
- (7) 拙稿「東国に下った仏教者と在地武士」(京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』三二、二〇一八年)・「中世前期における房総半島太平洋岸地域の在地勢力」(同 三四、二〇二一年)。

〈キーワード〉

鎌倉幕府 武士 御家人 在京活動 公武関係